

平成27年6月1日施行

道路交通法の一部改正

悪質な自転車運転者に対する自転車運転者講習の受講命令

危険行為
を繰り返す

3年以内に2回以上

自転車運転者講習
受講命令

講習の受講

受講しないと
5万円以下の罰金

交通事故に関与した自転車運転者の約6割に法令違反があることから、自転車利用者に対して交通ルールを徹底させることが必要不可欠となっています。



そこで、危険な運転行為を繰り返す自転車運転者には、自転車運転者講習を受講していただくことになりました。

講習時間は3時間。
講習内容は自転車の安全な運転に必要な知識や、個別指導などを行います。

講習手数料
5,700円(3時間)

自転車運転者講習受講の対象となる危険行為(14項目)



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

その他の改正点



★一定の病気等に係る運転者対策など

一定の病気等を理由に免許を取り消された場合における再取得時の免許の有効期間に関する規定等が整備されました。